

# 後期高齢者医療制度の保険料率が決まりました

このページに関する問い合わせ先・・・住民課保険窓口班 後期高齢者医療係

## 保険料率

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直しされており、平成24・25年度の保険料は増加することになりました。

	平成22、23年度	平成24、25年度
被保険者均等割額	48,931円	51,793円
所得割額	8.94%	10.35%
一人当たりの保険料上限	50万円	55万円

**24年度後期高齢者  
医療保険料の決定通知書は  
7月中旬頃に発送します**

## 保険料の計算方法

$$\text{年間保険料 (一人当たり)} = \text{被保険者均等割額 } 51,793\text{円} + \text{所得割額 } ※(\text{総所得金額}-33\text{万円}) \times 10.35\%$$

※総所得金額等とは総所得金額（公的年金等控除などを差し引いた額）と山林所得、土地建物の譲渡所得等の分離課税所得の合計です。

## 保険料の軽減措置

所得が少ない方等の保険料については下記のような軽減措置があります。

### ■被保険者均等割額の軽減

世帯の状況により均等割額の9割、8.5割、5割、2割の軽減制度があります。

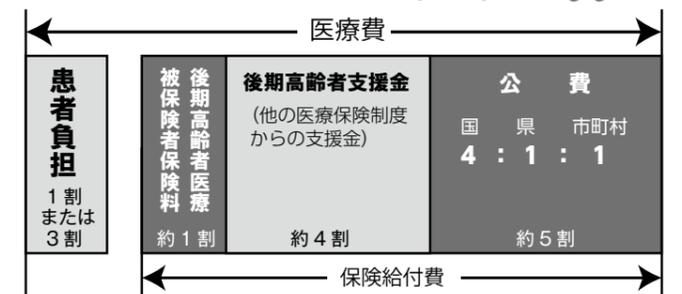
### ■所得割額の軽減

総所得金額等から33万円を引いた額が58万円以下るとき、所得割額が5割軽減されます。

### ■被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険（協会けんぽ・共済組合・船員保険など）の被扶養者（扶養家族）であった方は被保険者均等割額が9割軽減され、所得割額はかかりません。

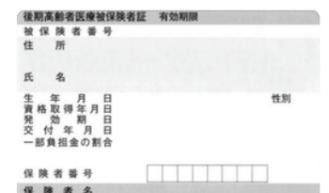
## ご存知ですか？後期高齢者医療の財源



後期高齢者医療制度の保険給付費は、約5割を国・県・市町村の公費で、約4割を現役世代の方が加入する医療保険制度からの支援金で負担しています。残り1割を被保険者が負担する保険料で賄っています。

## 後期高齢者医療被保険者証が変わります

新しい保険証は表面の色が「紫色」です。8月からお使いいただく保険証は、7月下旬にピンク色の封筒で役場から被保険者の皆さんへ郵送します。保険証が届きましたら記載内容をご確認ください。現在の保険証は有効期限が「平成24年7月31日」となっていますので、8月以降は使用できません。



## 医療費の負担を軽減する制度について

町・県民税非課税世帯に属する方は、申請により限度額適用・標準負担額減額認定証（認定証）が交付されます。この証は、高額な外来診療や入院時に限度額を超える分を支払う必要がなくなり、医療での入院時に、食事代等の負担が減額される証です。現在お持ちの認定証の有効期限も、平成24年7月31日です。現在、認定証をお持ちの方で8月からも該当の方には、保険証と一緒に郵送します。新たに申請をされる方は、保険証・印鑑を持って住民課後期高齢医療担当窓口にお越しください。  
\*平成23年度に認定を受けている方でも平成24年8月1日時点の世帯課税状況により却下となる場合があります。  
\*詳しくは保険証と同封している後期高齢者医療制度のしおり（平成24年度版）をご覧ください。

# 皆さんの地域の「人と農地の問題」について考えてみませんか？

このような問題を抱え、5年後10年後の展望が描けない地域が増えていきます。地域の皆さんで話し合っ、人・農地プラン」を作成し、実行していくことにより「人と農地の問題」を解決する新しい施策が始まりました。この機会に、将来の地域農業を皆さんで考えましょう。



「人・農地プラン」は、人と農地の問題を解決するための「未来設計図」です

集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、

- 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- 中心経営体へどうやって農地を集めるか
- 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）

・・・などを地域で話し合い、市町村が「人・農地プラン」として正式決定します。



「人・農地プラン」に位置づけられると、さまざまな支援を受けることができます

- 青年就農給付金（経営開始型）  
自ら独立して農業を開始する方への給付金（45歳未満）
- 青年就農給付金（準備型）  
就農のための研修を行う方への給付金（おおむね一年以上研修）
- 農地集積協力金  
中心経営体に農地を提供する方への協力金
- スーパーL資金の当初5年間無利子化  
認定農業者への金利負担軽減措置

## 問い合わせ先

- 高知県農地・担い手対策課  
☎ 088-821-4512
- 嶺北農業改良普及所  
☎ 82-0129
- 大豊町役場産業建設課産業班  
☎ 972-0450

